

平成 27 年 1 月 6 日

平成 27 年度税制改正大綱について

兵庫県知事 井戸 敏三

1 総括

今回の税制改正は、アベノミクスの推進により景気回復を確実なものにすることを主眼に実施される。今後さらに景気を押し上げ、拡大した企業収益を確実に賃金上昇につなげ、個人消費が拡大する「景気の上昇基調」を期待したい。

東京一極集中是正策として、企業の地方移転促進税制も一定程度設けられた。さらなる地方への分散に向けた抜本対策に向けての一步としたい。

法人の実効税率が引き下げられた。代替財源の確保に先行して実施されるが、地方税財源に影響を及ぼすことがないよう配慮がなされるべきである。

消費税率 10%への引上げが延期されたが、消費税率の引上げは、今後も増加する社会保障関係経費に対応するためには不可欠である。引上げまでの間の財源確保を行い、平成 29 年 4 月には確実に消費税率を引き上げられるよう、個人消費のてこ入れなど内需拡大のための経済対策を早急を実施するなど、景気回復基調を確固たるものにすることを求める。

2 個別事項

(1) 人と企業の地方への分散を促す税制度

本社や研究施設を東京から地方へ移転した場合の特例措置等が設けられたが、さらに大都市圏、地方都市圏、多自然地域で異なる地域別の法人税率や個人住民税の地域別課税制度の導入の検討が必要である。

(2) 法人事業税の外形標準課税の拡大

法人事業税の外形標準課税の拡大が図られたが、今後も、中小企業には配慮しつつ、同税の応益課税の性格を踏まえ、さらに拡大すべきである。

(3) 車体課税の見直しと代替財源の確保

自動車取得税について、消費税率引上げ延期に伴いその廃止についても延期されたが、今年度の税率引下げ分の代替財源が明示されていない。廃止分も含めた減収分の全額が補てんでできる確実な財源措置を求める。

(4) 消費税の軽減税率の詳細な検討

軽減税率の導入の検討が明記されたが、インボイス制度の導入をはじめ公正を期すための制度設計や中小企業者の事務負担の増大に対する配慮について、引き続き詳細な検討が必要である。

(5) ゴルフ場利用税の堅持

現行制度が維持されることとなった。その7割が市町村に交付され、ゴルフ場周辺環境の保全に必要な財源であり、ゴルフ場が所在する市町村においては、その廃止又は縮小は財政運営に重大な影響を及ぼすことから、今後も堅持すべきである。

(6) 償却資産に係る固定資産税課税の堅持

現行制度が維持されることとなった。土地と建物(家屋)、機械・設備等(償却資産)を一体的に活用して企業活動が行われることに着目して課税されている市町村の基幹税であり、今後も堅持すべきである。

(7) 地球温暖化対策のための地方財源の確保

今回の大綱においても、引き続き検討されることとなった。

地方公共団体は、地域における環境施策の推進に大きな役割を担っていることから、「地球温暖化対策のための税」について、その一定割合を地方財源として確保する仕組みを早期に制度化すべきである。